農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

市町村名	南砺市					
(市町村コード)	(162108)					
地域名	吉江 地区					
(地域内農業集落名)	(田中、一日市、下野、小林、高宮、荒木、角田、吉江中、遊部)					
力業の は 田を取り	ナレルナ- 左 日 口	令和6年11月6日				
協議の結果を取り	まとめだギガロ	(第1回)				

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

田中・一日市:農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化し、農村社会の機能低下が懸念され、加えて米を取り巻く環境の変化により、米作を中心として営んできた農業が厳しいものとなってきた。また、昭和38年に完了した区画整理による農地及び水路は、近年のスマート農業には適せず、また老朽化も目立つ状態となり、基盤整備、大区画化が必要となっている。

小林:高齢化が進み離農農家が多く遊休農地を出さないように地域で協力を行っている。

高宮:高齢化による管理者の減少傾向。後継者の育成、作業効率化を図るためスマート農業の導入を進める。

荒木:農業者の高齢化及び担い手不足により、地域内外の3戸の担い手農家に農地を集積しており、その中でも地区内1戸に多数集積されている。今後担い手の請負能力を超えることが懸念されることから、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、新規就農者の確保と分散する担い手の農地集約をすることが今後必要である。

角田:集落内の若者世代は、農業以外の仕事に従事しており、後継者として期待はできない。また、農業インフラも経年劣化しており、畦畔ブロックの崩壊や用水側溝からの漏水などが、耕作に支障をきたしている。農振除外地区であることから、これまで大規模な圃場整備がされておらず、狭い田のままであるため作業効率が悪く、委託先から敬遠されている。作業効率が悪い状況では、契約を打ち切られる恐れがある。

吉江中:農業者の平均年齢が60代後半であり高齢化が進んでいる。農地所有者32戸のうち、自作農家は3戸のみで、殆どが担い手農家に農地利用を委託している。

遊部:農業者の高齢化と農機の維持管理が難しく圃場は1区画10aで小さい。離農と担い手への集積が進んでいる。

圃場は畦畔と排水路の著しい老朽化が進んでおり、作業性が悪く、生育管理に支障をきたしている。農地整備事業を進めており整備事業全体として令和13年度完了計画である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農作業の効率化、スマート農業に対応できるよう、大区画化、基盤整備を進める。
- ・農地の集積、集約化を段階的に進める為には、さらなる農業作業の効率化を図り、スマート農業の推進を図る。また、地域内のコミュニケーションの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集積化に配慮しつつ、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
- ・水田のフル活用など集積性の高い農業生産を行う。
- ·高収益作物の拡大。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

[2	区域内の農用地等面積	289.50 ha		
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	289.50 ha		
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha		

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

- ・農地中間管理事業を活用して、担い手農家や新規就農者への農地集積を進め、1農業経営体の経営面積の拡大を図る。
- ・現状において100%集約しているため現状を維持する。
- ・担い手農家への農地集積と集約をさらに進める。
- ・農地整備事業完了時の集積は村内1法人、村外2個人となる。また、農地整備事業に伴う換地により、集約化する。

(2)農地中間管理機構の活用方針

- ・農地中間管理事業を活用し、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
- 農業法人に全面委託しているため現状を維持する。
- ・農地整備事業に伴い、順次相対から農地中間管理機構へ移行中。将来的に部落内の所有者の圃場は中間管理機構に貸し付ける。

(3)基盤整備事業への取組方針

- ・担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化、汎用化等のための基盤整備を進める。(一日市:令和18年度までに実施。吉江中:令和5年7月、県に要望書提出済、採択待ち。)・荒木:概ね市街化区域なので、基盤整備は出来ない。
- ・遊部:平成27年、農地整備準備委員会を立ち上げ、同年11月県に対し要望書提出。令和4年度に第1期事業採択され、令和5年度より第1期工事開始。現在は県農林振興センターの協力のもと第2期工事採択に向けて準備中。令和13年完了予定である。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・担い手との緊密な関係を保ち地域農業の発展を目指す。
- 市やJAと連携し、栽培技術や農業用機械のレンタルなど、担い手が必要とする内容を側面から支援する。
- ・農業従事者の安定的な確保。
- 市やJAと情報の連携を図り、新規就農者の確保に努める。
- ・雇用体制を整え、新卒者の募集や新規就労者の確保に努める。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・地域内での農作業の効率化を図るため、ヘリ防除の面積拡大を図る。
- ・地域内で農作業の効率化を図るため、草刈と江ざらいは自治体住民ができる限りサポートし、窪田農産、ファー ムズエンジニア等の耕作者を側面から支援する。
- ・現状の高収益作物(ニンジン)などの生産で農地の有効活用を図っていく。
- •農薬散布等委託。
- ・地域内で農作業の効率化を図るため、JAとの情報交換を行い、遊休農地の発生防止を図る。
- ・現状、殆どの農地所有者は、家庭菜園以外の全ての農地を担い手農家に全面委託しているが、今後も継続している。
- ・水稲の防除作業はJAや担い手農家などに委託し、作業軽減と効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	0	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料•資源作物等	0	⑦保全•管理等		⑧農業用施設	⑨耕畜連携	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③スマート農業では、一番労働時間が多い水管理を自動水門等でコスト低減を図る。現在直は栽培に取り組んでいるが、今後ドローンによる播種も検討していく。
- ③動力散布機、乗用管理機からドローンによる農薬散布への移行により作業効率と作業軽減化を図る。
- 農地整備工事完了区画より順次自動潅水装置の導入により人員削減と生育管理の向上を図る。
- xarvioやKSAS活用に対応した農機を順次整え、生産性向上と収量アップを図る。
- ⑦担い手との連携を図り、周辺環境の整備(特に除草作業など)を 環境保全会の会員と進める。
- ⑦多面的機能交付金を活用して、地域住民で水路を中心と し た草刈りや江ざらいを行うとともに、水路の軽微な補修を進める。
- ⑦圃場整備事業の進行状況に応じて、圃場整備委員会、環境保全委員会と生産組合との連携により地域の畦畔、 水路、景観の管理保全の体制を再構築する。